

宅地建物取引業者 様

埼玉県 都市整備部 建築安全課
総務・監察担当

建築物の定期報告制度の活用について

日頃、埼玉県の建築行政の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本県では、県民が安全・安心に建築物等を利用できるよう、建築基準法第12条に基づく建築物等の定期報告制度を推進しております。

この制度は、主に不特定多数の方が利用する一定規模以上の既存建築物等について、基準に従って安全基準の維持管理状況を定期的（特定建築物は2年または3年ごと、建築設備、防火設備又は昇降機は1年ごと。）に検査員に調査・検査させ、行政に報告することを所有者又は管理者に義務付けているものです。

宅建業法で既存の建物を売買する際の重要事項説明において、建物の建築及び維持保全の状況を確認する書類の一つとして、本制度による定期調査報告書が定められています。

つきましては、県内の宅地建物取引業者様には、重要事項説明にあたり定期調査報告書の有無を御確認いただくとともに、本制度について建物所有者への周知、啓発について御協力のお願いをさせていただくものです。

◎定期報告概要書の閲覧・写しの発行

定期報告概要書とは、定期調査報告書（定期報告書）に添付される書面で、調査結果の概要をまとめたものです。所管行政庁の窓口で無料閲覧でき、定期調査報告書の有無をご確認いただけます。（写しの交付は一部400円）

ご不明な点は、各所管行政庁（パンフレット「適確な維持管理と定期報告制度（（一社）埼玉県建築安全協会HP掲載）」P9）までお問合せください。

宅地建物取引業法（抜粋）

（重要事項の説明等）

第35条 6の2 当該建物が既存の建物であるときは、次にあげる事項

□ 設計図書、点検記録その他の建物の建築及び維持保全の状況に関する書類で国土交通省令で定めるものの保存の状況

宅地建物取引業法施行規則（抜粋）

（法第35条第1項第6号の2ロの国土交通省令で定める書類）

第16条の2の3 法第35条第1項第6号の2ロの国土交通省令で定める書類は、売買または交換の契約に係る住宅に関する書類で次の各号に掲げるものとする。

5 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第5条第3項及び同規則第6条第3項に規定する書類